

平成25年度東京都税制調査会  
第3回小委員会 議事録

日 時 平成25年7月22日（月）午後2時～  
場 所 都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

平成25年度東京都税制調査会第3回小委員会

平成25年7月22日（月）14：00～16：00

都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

**【税制調査課長】** 本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

開催に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。お手元の一番左側、上から順に、第3回小委員会次第、座席表でございます。その右側ですが、上から、第3回小委員会の論点、個人所得課税に関する資料、地方財政調整のあり方に関する資料でございます。一番右側ですが、上から、4枚つづりになっております東京都の法人の特徴に関する参考資料と、地方消費税率引上げに伴う影響額（試算）でございます。この最初の4枚の資料は、前回の小委員会で〇〇委員より、都の法人の特徴に関してご質問がございましたのでご用意いたしました。前回の小委員会の資料などと一緒に後ほどご覧いただければと存じます。また、もう1枚の資料は、前回の小委員会で、法人事業税の暫定措置が廃止されて地方税に還元され、かつ、地方消費税の税率が予定どおり引き上げられた場合の都の増収額についてのご質問がございました。平成25年度予算ベースで地方消費税率が2.2%に引き上げられた場合の増収額は、資料のとおり約4000億円と試算しております。暫定措置の廃止、地方税の還元を行った場合の増収額は、前回の小委員会の資料19でお示ししたとおり、平成25年度予算ベースで約1700億円でございます。

よろしければ会議を始めさせていただきます。

はじめに、事務局に人事異動がございましたので紹介をさせていただきます。

**【税制部長】** 7月16日付の異動によりまして税制部長に就任いたしました〇〇と申します。前任の〇〇の後を継いででございますけれども、私自身は、平成13年から平成17年まで税制調査課の課長をしております、東京都税制調査会の前期になりますけれども、事務局で勉強させていただきました。その後、他部門へ転出しておりましたけれども、このたび税制部長ということで7年ぶりに税制部へ戻ってまいりました。

都税調の特に小委員会の先生方には、前期の都税調以上に熱心にご議論いただいていると伺っております。今年度も残り少なくなってまいりましたけれども、答申の取りまとめに向けましてお世話になるかと思えます。どうかよろしくお願いいたします。

**【税制調査課長】** それでは、進行につきましては、〇〇小委員長をお願いいたします。

**【小委員長】** 本日はお忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。ただいまから平成25年度東京都税制調査会第3回小委員会を開催させていただきます。

それでは、本日のテーマの審議に入りたいと思います。まず論点の1番から始めたいと思いますので、それについて事務局から資料の説明をお願いします。

**【税制調査課長】** 最初に、第3回小委員会の論点という資料をご覧ください。本日、テーマが2つございますけれども、最初に、今、小委員長からございましたように、個人所得課税についてご議論いただきます。論点は2つ、①個人所得課税のあり方と②番号制度につ

いてでございます。

それでは、個人所得課税に関する資料のご説明をしたいと思います。まず、個人所得課税について、都税調の平成23年度答申と昨年度中間報告の記載を確認させていただきたいと存じます。お手元に配付してございますファイルの中に冊子を挟んでおります。大変恐れ入りますが、最初に平成23年度年度答申をご覧くださいませようお願いいたします。

まず、平成23年度答申の27ページでございます。平成23年度答申では、第Ⅱ部の税制改革の方向性の中で、個人住民税・所得税について基本的考え方などを述べています。27ページの2つ目のパラグラフでございますが、個人住民税は、都道府県及び市町村の基幹税の1つであり、地域社会の費用を住民が広く負担する税として、今後とも重要な役割を果たすとしております。

また、そのページの下から2つ目のポツのところで、個人所得課税について、社会経済状況の変化などを踏まえ、社会経済の活力を損なわないように配慮しながら、個人住民税を含め、所得再分配機能を機能させていくことが考慮されるべきとしております。

次に、恐れ入りますが、平成24年度の中間報告をご覧ください。第1部の税制の抜本改革に関する当調査会の考え方に記載がございます。8ページの下から2つ目のポツで、社会経済の活力を阻害しないよう配慮しつつ、所得税について、公的年金控除の見直しなどにより課税ベースを広げることや、基礎的な人的控除を税額控除に改変することなどが考えられる。また、金融所得課税のあり方も検討課題であるとしております。

また、同じく平成24年度中間報告で、22ページの3つ目のポツの後半で、個人所得課税の所得再分配機能の適切な見直しが求められていることなどを踏まえると、地方自治体の裁量権を拡大し、独自の判断で累進税率を適用できるようにすることも考えられるとしております。

それでは、第3回小委員会個人所得課税に関する資料をご覧くださいませと存じます。

資料1ですが、1ページは所得税の概要、2ページは個人住民税の概要でございます。

資料2は、所得税、個人住民税の税収の推移でございます。

資料3は、社会保障・税一体改革法の中の個人所得課税に関する記載を抜粋したものでございます。

6ページの資料4は、所得税と個人住民税の税率構造でございます。

資料5は、所得税及び個人住民税の税率の推移を図に示したものでございます。

資料6は、所得税及び個人住民税の所得控除の概要でございます。

資料7は、所得税及び個人住民税の世帯別の課税最低限及び個人住民税の非課税限度額をお示した表でございます。

資料8は、個人所得課税の国際比較でございます。

資料9は、給与収入階級別の個人所得課税の負担額を国際比較したものでございます。

資料10は、個人所得課税の課税単位の類型でございます。

資料11は、主要国における配偶者及び被扶養親族に対する主な税制上の配慮措置をまとめたものでございます。

資料12は、我が国と欧米諸国の生命保険料、損害保険料及び地震保険料控除制度の概要

でございます。

資料13は、主要国における公的年金税制の概要をまとめたものでございます。

資料14は、OECD諸国における公的移転と税による再分配効果を示したグラフでございます。

資料15は、平成25年度税制改正による金融所得課税の一体化の拡充についてでございます。

資料16は、社会保障・税番号制度の概要でございます。

資料17は、主要国で税務面において利用されている番号制度の概要でございます。

資料18は、番号制度が導入されていない現行における市町村の税務部局による個人所得課税情報の名寄せのイメージでございます。

資料19は、番号制度を個人住民税で利用する場合のイメージでございます。

説明は以上でございます。

**【小委員長】** ありがとうございます。それでは、第3回小委員会の論点の前半です。個人所得課税についての資料を説明いただきました。その前に、一昨年度の答申、それから昨年度の中間報告の内容、要点を確認したということでございます。

それでは、論点として所得税のあり方があります。所得税と個人住民税は、ご存じのとおり、基本的には課税標準の考え方が同じになっています。控除の額など、違っているところはあるわけですが、個人住民税を語るのと所得税を語るのとかなり共通する部分があるので、そこも含めてご意見をいただきたいということです。それから、番号制度の法律が成立しておりますので、これが今後、所得税制度あるいは個人住民制度にどう影響していくのか、あるいは逆にどう使うべきなのかといった論点もあるかと思えます。これらを含めてご意見をいただければと考えています。

まず、資料についての質問等がございましたら、いかがでしょうか。

**【委員】** 細かいことで恐縮ですが、資料14の再分配効果の国際比較の表ですが、このことから日本は、公的移転というと年金も入ると思うのですが、そういうものによつての高所得者から低所得者に対する再分配効果が少ないというふうに理解してよろしいのですか。

**【小委員長】** これはOECDの資料からとってきたということですね。

**【税制調査課長】** そうです。左側の公的移転による再分配効果というのは、公的移転というのは主に現金での給付ということで、何を比べているかといいますと、市場所得の集中度係数と総所得の集中度係数の差異に注目した効果ということだそうです。

**【委員】** 市場所得。

**【小委員長】** 要するに、再分配する前の所得ということですね。公的部門が介入する前の、例えば民間企業でどれだけもらったかを捉える、つまり、税を引いたり社会保険料を引いたりする前、しかも年金をもらったり、児童手当をもらったりする前、要するに公的部門が入る前のいわゆる民間での所得分配ということをつかいます。その後、社会保障や税といった制度を適用した後の所得分配をつかいて、その差を見ようということです。

**【税制調査課長】** 右側の税による再分配効果は、その後、総所得、いろんな公的なもの

が入った後の総所得の集中度係数と可処分所得の集中度係数の違いに着目してつくった再分配効果ということだそうです。

【委員】 わかったような、わからないような。いいです。

それから、今の冊子の中の質問であれば、番号制の問題でもよろしいのでしょうか。

【小委員長】 はい。

【委員】 そうしますと、資料16の上から2番目の四角で、個人番号の3番目のマルのところですが、本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行う必要があると書いてありますが、本人から個人番号の提供を受けるというのはどういう場合が想定されるのですか。

【小委員長】 これはどこかの会議で配られた資料をそのまま持ってきているわけです。下に出ている「番号法案についての都道府県・指定都市担当課長説明会」の資料は、そのまま変わっていませんね。

【税制調査課長】 はい。

【小委員長】 確かに文章を見ると、個人番号の提供を受けるということは、個人番号は本人が持っているように見えるので、それをもらうときに個人番号の提示を受けるというのは何か妙な気がします。逆のような気がします。

【税制調査課長】 3つ目のマルのところは、最初のところを見ると、番号法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供を求めることは禁止と書いてありますので、番号法に規定する場合で、本人が個人番号を受けて何かサービスを受ける場合に、例えば災害時の金融機関での利用と書いてありますが、そういうときに、私はこの番号で自分ですということを証明した上でということなのかなと考えています。

【委員】 それは当然のことですよね。個人番号カードを提示しなければわからないわけですから。第16条にこういう条文があるということなのでしょうけれども。

【小委員長】 よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【小委員長】 ほかに資料に関する質問ということで、いかがでしょうか。

よろしければ、今の論点につきましてご意見をいただければ、いかがでしょうか。

【委員】 論点といいますか、番号制度の件ですが、法律は通ったのですけれども、実際にスケジュール的にまだもう少し時間があるので、これからいろいろ検討すべきことがあると思うのですが、まさに法律で何についてということを書いてあるのですが、あれは条例でプラスしていくことというのがありましたか。基本的に福祉の分野などは、都道府県、市町村の仕事が多くなると思うのですが、この番号制度は、本当に何がどうなるかというイメージがなかなか得にくいところです。税務当局では、例えば一々預金の銀行口座の手続のときに番号でやるというのはほぼ諦めていて、それはやっていないので、そうすると基本的には税金を取るところに利用するというか、どちらかというと特に地方の場合ですと福祉分野ですよ。メリットというか、サービスになるという観点で利用可能ということになると思うのですが、今回は個人住民税で利用する場合のイメージですから、今日は個人住民税だけの話になりますかね。

【小委員長】 いえ、別に個人住民税に限らず、所得課税ということなので。ただ、広い意味で、番号制度を税制でどう使っていくかということも、当然大きな課題になってきますので、必ずしもそこにとらわれずに、番号制度について論点を出していただければありがたいと思います。

【委員】 ここは税制調査会なので、確かに税のことしか言ってはいけないなと今思いましたが、基本的には、条例で福祉分野への拡大というのがあるかなと思ったものですから、少々問題提起だけです。

それから、これも今日の委員会に入っているのですが、先ほど法人についての資料を、私が前回質問したので作っていただいている、ありがとうございます。それで、その結果どうだという話は、今回はないのですね。どちらかというところでは出てくるかもしれませんが、せっかくですから、客観的な資料の紹介だけ受けるのではなくて、そうであれば東京都についてはどう考えるべきかというところに一応つながると良いと思います。例えば、当然と言えば当然ですけれども、大口が多いですね、サービス産業が多いですねというようなことははっきりしているわけです。その上で、外形のところは今の制度との関係でどういうことになっているとか、そういうことをどこかの機会でも検討していきたい、せっかくの資料なのでと思いました。

【小委員長】 事業税と住民税の話ですが、前回、法人課税の話をしたときに、地方法人特別税とその譲与税の取り扱いについても議論になったわけです。それについては今回も引き続きということで、財政調整の議論のところには実質上は入っていますので、そこで続けていくことになっています。その資料としてこれは使えますので、これを使ってまたご議論いただければと思っております。

番号制度については、資料19を出してもらいましたが、要するに、この説明会が3月21日にあったのです。説明会の趣旨は一体どういうことだったのでしょうか。それから、そこでは何か議論を行ったのでしょうか。

【税制調査課長】 これは、例えば制度が変わるときに、総務省が自治体の担当者を集めて説明を行っています。それと同じような形で趣旨を説明している会ですが、我々が出ているわけではないので、例えばどのような挨拶があったかということにはわかりません。

【小委員長】 その後、この番号制度を使うと、例えば今の主税局の仕事がどう変わるのか、というような議論は進んでいるのでしょうか。あるいはどう変えるべきか、という議論はあるのでしょうか。

【税制調査課長】 社会保障・税にかかわる番号制度に関する国と地方の事務レベルの協議の場というのを設けたのですが、資料の中にその説明を簡単にしているところがあります。全国知事会のほうから、そういう会議をつくってくれという要請がありまして、それで事務レベルの協議の場を設置することが決まっております。ただ、これは今年度になってから設立されたものですので、まだ協議の場で詳しいことが議論されたということではないようです。

【委員】 個人所得課税についての論点は、一体何を議論すればいいのかちょっとよくわからないのですが、番号制度というのが書いてあるので、せっかくですので少し教えていた

だけだと思います。

1つは、簡単に言うと、番号制度を導入すると税務にとって何のメリットがあるのか、どういふプラスがあるのかという話を、まず基本的なところで教えていただければと思います。

2点目は、基本的に他人に個人番号の提供を求めることは禁止となっているわけですが、所得税の源泉課税をする場合は、結局企業が情報を持つということですよ。これはブラック企業にとっては大変おいしい話で、よくこんな法律ができたと思うのですが。今までの源泉徴収というのは、ある程度組織資本主義を前提として、企業がまともであるということ为前提に、いわば税務代行機関として使われてきた。それから、健康保健組合も一緒です。ある程度企業の管理がしっかりしているということ为前提に行われていた。しかし、それは個人所得税だけなので名寄せができないということで、その限りにおいてということだったのですけれども、果たして企業が源泉所得課税を前提にして番号を持つということが、源泉徴収制度に対してどういう影響を持つのかという広がり、そこら辺はどうなるのだろうか。口では、いろいろ罰則がありますから大丈夫ですよと言うのですが、全然話にならないので、実際問題どういうことが起こり得るかシミュレーションとして想定されているのかをちょっと教えていただければというのが2点目です。要は、企業が個人番号を持つということが前提になっている仕組みですが、これは一体どういうことなのかというのが2点目です。

3点目は、そもそもの考え方として、税務の情報というのは基本的に税務だけで扱うというのが基本的な税務行政の大原則ですよ。つまり、税金を取るという究極目的のために、早い話、汚いお金であろうと何であろうと、とにかく全部言えと。そのかわり、犯罪捜査にも何にも使わせないという特殊な保護をすることによって徴税を最大化するという特殊なロジックを持っているわけです。この共通番号制とかは、やや福祉との連動とか、いろんな名寄せとかがあり得るので、税務における情報管理の基盤を崩壊させる可能性がある。つまり税金が取れなくなっていくという仕組みになる可能性が非常にあり得るのではないかと。つまり、本来、番号制度というのは税金をちゃんと取るためにつくっていたはずなのですが、番号の利用範囲が広がれば広がるほど、税務特殊の番号管理ができなくなる、要は情報の管理ができなくなるということで、税務自体に逆に作用するということが、今までの税務の論理からいうと考えられるのですが、一体ここら辺はどういうふうに行行政サイドとして整理しているのかなというのを教えていただければと思います。

**【小委員長】** これは、21ページの資料19にある「番号法案についての都道府県・指定都市担当課長説明会」ですね。どなたが出ておられるのか存じませんが、まず、今のご質問の1点目は、番号制度をとると税務上のメリットは何かという点。2点目は、企業がこの番号を持つということの意味について。3点目は、いわゆる納税者番号というだけではなく、いろいろなことに共通して使おうという番号制度なので、それによって逆に税務上のデメリットが生じるのではないかとという方向性。そういう懸念がいろいろあるのだけれども、これについてどういう議論や説明が行われているのだろうか。法律をつくったのは国ですが、それらについてどのような説明が来ているのかということですが、これらについてわかります

か。

**【税制部長】** 私もこの説明会の内容を把握していないので正確かどうか分からないですけども、これは総務省が各都道府県に対してこういう使い方もできるのではないかという例示として示したものだと感じられます。といいますのは、例えば給与支払い等の関係で企業に番号告知と書いてあるのですけれども、これは今回の個人番号を通知する必要はないわけです。現実には、各市町村が自分のところにつけた固有の番号を企業に通知して、それによって税額を通知し、それを納めていただいているということですから、企業で必ずしも名寄せをする必要はないと思っています。ただ、あるとしますと、複数のところで課税されるというのはあり得るのですが、個人住民税の場合、当然居住地でしか課税いたしませんから、複数のところから出てくるというのは通常ないのかなと思います。

それから、税務上のメリットなのですけれども、通常、地方税の場合、人に対して課税をする税というのは住民税ぐらいしか今のところございませんで、これは結局、所得税で捕捉された所得をそのまま使って課税をしておりますので、住民税独自にこの番号があったから何かメリットが生じるというのは、今のところちょっと考えにくい。例えば、今国税で集約していますけれども、個人が得たいろいろな所得、例えば利子配当所得、それから、複数の企業から給与等を得ているような場合に、これを名寄せする手段があれば、所得捕捉という意味ではメリットが出てくる。ただ、これも現実には今国税に全く依存しておりますので、地方独自のメリットはないのかなということでございます。

それから、先ほど来出ておりました行政間の連携のところですけども、例えばいわゆる税だけの問題ではなくて、社会保障給付で個人に対して何かをしようというときには、名寄せがあれば公的機関と個人との間のお金のやりとりは集約できるわけですから、例えばこれまで話題になっておりました低所得者に対してどういう給付をするのかといったことを管理するようなことがあれば、これには使えるかなと思います。ただ、現実には今行われているばらばらの業務をどこまで統一できるのか、あるいは統一すべきなのかということについては、今、実は東京都でも各局横の連携を強めて検討会が始まったという報告を私も受けたのですけれども、まだ具体的などころまでは進んでおらず、ちょっと模索をしている状況だと聞いております。

**【小委員長】** 現在のところ、お答えいただけるのはこのぐらいかと思いますが、さらにいかがでしょうか。番号制度をめぐってということで、今論点を出されておりますが。

**【委員】** ですから、できたら使うという話はそれはそれとして、今までも、この番号がなくても、税務から情報をもらいたいというのは福祉部局とかいろんな部局であったわけですよ。しかし、税務はそれを出さなかったわけですよ。出さないという運用スタンスをとってきたわけです。それにはそれなりの理由があったでしょうと。その理由は番号制度が導入されても変わらないはずなので、一体何をどう考えているのかがよくわからないというのが第3点目での質問だったわけです。つまり、今までは、出そうと思っていたけれども不便だったから出せませんでしたというのだったら、番号制ができて、ああよかったですねという話ですけども、今まで別に出す気はそもそもなかったわけですよ。税務部局というのはいろんな部局に頑強に抵抗してきていると思います。それは市町村レベルでもそうです



し、恐らく東京都でもそうでしょう。さらに、東京都の主税局は人事だってかなり独立させているわけですから、相当厳格なファイアーウォールがあるはずなので、それは番号制度ができたからといって立法事実が変わるわけではないような気がするので、一体どうなっているのかがよくわからないというのが1点目です。

それから、2つ目の問題、企業への番号告知というのは、これは、必ずしも必要がないということと、集めちゃうということは全然別問題です。企業は集めたがるでしょうと。それを買収とか売り払ってしまえばいいわけですから、普通に考えれば何て危ない仕組みをつくるのだらうなという驚きを禁じ得ないというのは私の直感的な感覚です。これも財務省とか総務省で検討しているので何とかなるというか、諸外国で導入してあるから何とかなるのでしようという話なので、一体どうやってそれをちゃんとしているのだらうかというのを教えていただければと思ったところです。

現場にはそれはおりてこない。それは現場の考えることではなくて、国で聞いてこいと言われればそれまでですが、たまたま機会があればと思っただけです。

**【小委員長】** ありがとうございます。恐らくこの法律ができたところから、実際にそれがどう使われるかというところまでの間のプロセスに入っているはずなのですが、どうもはっきりしないところがまだ多いと。本当は法律ができる前にはっきりさせなければいけないのですが、できるまではっきりしていなかったということかと思えます。今後は主税局といいますか、税務行政もプレーヤーになるので、そこについても明らかにしていかなければいけないと思っております。

**【委員】** もし間違っていたら訂正していただきたいのですが、国税の控除よりも、地方税の控除のほうが低めに設定してあるということは、国税で申告したとしても把握できずに、地方税として徴収するような方々の所得が把握しやすくなるとか、徴税面でのメリットというのはないのでしょうか。

**【税制部長】** おっしゃるとおり、所得税より個人住民税のほうが課税最低限が低くなっておりますので、所得税の納税義務はないけれども住民税の申告納税義務があるという方はいらっしゃると思います。したがって、先ほどは基本的に国税準拠と申し上げましたけれども、委員おっしゃるようなそういう方については、地方税のみ申告されますので、こういった番号でいろいろな所得を把握できる可能性はございます。そういうメリットは出てまいります。

**【小委員長】** ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。所得課税、番号制も含めてということですが。

先ほど、前期の答申と昨年度の中間報告を簡単にご紹介いただきました。今年度、また中間報告を出すことを目指し、さらに、来年度はまた答申を目指すということになります。前期もしくは昨年度の段階からどう続けるのか、あるいはどう変えるのか、あるいは事態の推移に応じてどう変える必要があるのか、いろいろなことがあるかと思っただけ先ほど紹介してもらいましたが、その点も含めて何かご意見をいただければ。

**【委員】** さっきの番号制の話に戻ってしまってもよろしいでしょうか。これは、番号を統一することで社会保障制度との一体性を図るというようなことを目指されていると思うのですが、生活保護などはその典型例で、基本的に申請主義だったと思います。これを番号

で統一して所得なり税の状況を把握するとともに他方で、保険料の負担であるとか、生活状況を把握していったときに、片方でもう少し取れるところがあるのではないかということで脱税とかの漏れを把握できるということもある反面で、それぞれの所得状況がある程度出てきた場合に、申請が来ていないところに対してどのように社会保障給付をしていかなければいけないのかという、これまで申請が来ないからということで見てもなかった部分に行政の側が目をつぶれなくなってくるという可能性も出てくると思います。ただ、これを全体として見たときに、社会保障と税を一体的に考えて、給付付き税額控除制度を入れるという議論もあるのでありますが、それ以外の給付の部分もすこく増えてくる可能性もあったり、あるいは先ほど〇〇委員からもお話がありましたけれども、そのところの税の側と社会保障側の行政のセクションでどういうふうに情報共有するのかということも、きめ細かくやろうとすればするほど、逆に支出が大幅に増大する可能性もあると思うので、そのあたりは何が起こるのかということも、東京都の側でも事務処理体制とあわせて検討しておく必要があるのかなと感じました。

【委員】 私も先ほどから〇〇委員のおっしゃるようなことを考えていて、税部局でどうするのかということもあるのですが、今も住基ネットワークのほうで、例えばいろいろな社会保障給付で現況調査というのについて、現況を必ず知らせよという申請方式をやめて、職権で認定できるから現況調査は不要としている状況があると思うのです。今度、これになるともってそれがいろいろな部門でできるようになって、申請主義ではなくて職権的にいろいろ把握できるようになるということになります。そうなったときに漏れがない形に、一種のサービスとして、いちいち今こうですという状況を知らせなくても職権でわかるようになるという、サービスの的にメリットはあると思うのです。逆に両面もあり得るので、まさに申請主義と職権主義があると思いますが、特に自治体は、社会保障給付関係を沢山持っているから、どのように本当になっていくのかというのが、もう少し先にならないと多分都庁のほうでも具体的な動きはないのかもしれませんが、やりようによっては意外と職権主義的なものが出てくるかもしれないと思ったりもします。

そうすると個人情報として今までできなかった部分は法律、条例というところでクリアすることになると思うのですが、どこまでやるべきかという話が出てくると思います。これからのことかもしれません。

【小委員長】 ありがとうございます。ただいまの〇〇委員、〇〇委員からのご発言は、特に社会保障関係の分野で、この番号制度を使っていくと逆に財政需要を掘り起こせるというか、掘り起こす結果になるということもあるだろうと。税のほうで、職権主義で税を課するだけではなくて、給付のほうでも逆に、つまりどこかでニーズがあることがわかってしまうという効果もあるのではないかと。ただ、それが今の申請主義という原則つまり現状を変えるような方向に行くのかどうかということですね。給付の方は申請主義のままということもあるかもしれませんが、とにかくそういった番号制度を導入することによって中身が変わる、システムが変わっていく可能性があるのかどうかということですね。

【委員】 ただ、国民にはそういうメリットがありますよと言って通したのですよね、一応形は。

【小委員長】 そうでしたか。

【委員】 その件なのですけれども、平成23年度答申の28ページ、先ほどご説明があったところで給付付き税額控除の話があったのですけれども、給付付き税額控除にはポイントが幾つかあって、アメリカやイギリスでは特に子育て支援や就労促進等に云々と書いてありますよね。子ども関係の給付とか、就労したらお金をあげるよという低所得者支援をやるということで、低所得者支援を社会保障でやるのではなくて、税法の中でやるというのが給付付き税額控除なのです。だから、先ほどの〇〇委員の話に関して言えば、これは社会保障部門ではなくて税のところで対処するということなので、違いは税務で担当するということになるのですね。アメリカの議論だと、連邦法の所得税の中にそういうコードを入れるということになりますので、取っているところではなくて、還付のときに、課税所得の最低限よりも下の人にも還付しますよということですから、今の制度で対応すると、例えば子ども手当はなくなりましたけれども、児童手当は税務でやってしまうとか、何人子どもがいて、所得がどれくらいかわかってということなので、税務のほうでそれをやる。低所得者対策も、働いている限りは税務のほうで給付するということなので、〇〇委員がおっしゃっていることは多分自動的に、そういう国の法律ができれば対処されることになるのかなと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。そうすると、恐らく税務のほうはものすごく仕事が増えるだろう、ということが今の言葉の中に入っているのではないかと思います。

【委員】 社会保障のところから人を回してくるだけだと思いますけれども。

【小委員長】 それは地方も国も同じことかもしれませんが、ともかく日本の場合には国がつくった制度でも、地方の人たちに事務をやってもらっているという状況がいろいろなところがございますので、そういう影響が出てくるということもあるかと思います。

【委員】 私からは、冒頭で事務局から、平成24年度の間接報告について印をつけていただいた箇所、22ページのブルーの付箋が張ってあるところについてお話を伺います。これは僕と〇〇委員とのポイントだと思うのですけれども、ここでは今回は〇〇委員がおっしゃられている都道府県レベル、または市町村レベルにも累進構造の税率を入れてもいいじゃないかという御主張が入っておりますが、この委員会で、僕は常にそれはよくないと申し上げているのに間接報告に入ったということは、何か1つ理由があって僕の意見は表には出なかったと解釈しているのですが、さらに、今回ここに付箋が張ってあるということは、今回も基本的には僕の主張ではなく〇〇先生の主張を重んじようという主張があるのかなという点を聞きたいと思っています。

僕の気持ちとしては、基本的には所得再分配機能というのは、先ほど〇〇委員の話にもちょっと入っていましたが、出口の給付のところでメンテナンスすることは十分できて、税の部分で必ずしも所得再分配機能を使う必要はないのではないかと感じはしていますし、そもそも比例税率が、一定税率が入ったときから、所得再分配機能は、できたら国が持ち、地方自治体が持たないほうが健全なことも多々あると僕は認識していたものですから、その点を、もしあえて意図的にこの付箋が張ってあるのだとするならば、その真意を少しお聞きしたいというところがございます。

【小委員長】 ここは付箋が張ってあるかどうかということとは別に、昨年度も両方の意

見があったことはよく存じております。昨年度の段階でこういう形の表現になったということは、これはまさにここに書いてあるとおりですが、表現を今年もこのままにするかどうかについては何も決まっているわけではございません。もう1度その論争をやることも当然あり得るかと思えます。付箋がここに張ってあるということは、このままだやむやにしようと、私がそういう方針だとかそういうことではございません。ここについては微妙な表現になっていますが、今のご意見があることはよく存じておりますし、ご発言いただいたわけですから、その記録は残っております。今の段階でそれ以上のことは私からはなかなか言えません。

**【委員】** ○○委員、別にそんなに対立しているようには思えなかったのですけれども。私が申し上げたいことは、地方税の標準税率を、一律10%にするということが果たしてあのかのときの政策でよかったかということをしばし申し上げているのですね。税というのは必ず再分配機能があるというのは、原則的に私は当たり前だと思っていますから、つまり、担税力のないところに税をかけるわけにはいかないわけですし、担税力のあるところから税は取らざるを得ないということを考えると、やはり担税力のあるところは多少重い負担でもいいのではないかというのは、ごくごく当たり前の考え方ではないかというのが1つ。

それから、地方税に超過累進税率を入れろという話をしているのではなくて、あのかのときに13%の税率があったわけですが、あえてそれを10%に下げるといふようなことは全く逆行しているのではないかという意味でお話をしました。1つは、東京の場合ですけれども、区長さんが収税減の要因になったと大変困っておられたということを具体的に耳にしたので、それは現場でもそうなのだなと思いました。あのかのとき、例えば長期譲渡所得についても、道府県が3%、市町村が4%で合計7%というのを5%にしたわけです。これは常識的に考えていただきたいのだけれども、課税長期譲渡所得というのは、居住用財産だったら特別控除や軽減措置があります。それから、買い替えも認められています。また、収用等の場合についても多額の特別控除があります。そういう手当を全部した後の所得について、あのかのときまで道府県と市町村が7%の税率で課税していたわけです。それをなお下げなければいけないというようなことまであるのでしょうかというのは、現実問題として私が疑問に思ったということでもあります。特別控除をたっぶり維持しながらという前提を考えると、地方財政についても200兆円ぐらいの赤字があるわけでしょう。それをみんなでどうやって負担するのかということをお前提とすると、あのかのとき一律10%とか、長期譲渡所得の税率についても2%低くするというのは、やはり現実的ではないのではないかと、こういうお話をしました。地方税として何十%も取るという話ではないので、あのかのときの13%の税率廃止というのをもう1度お考えいただければと思っています。前提はそこだったということです。

**【委員】** 多分お話の○○先生の地方で再分配云々という話の論点は、地域間で税率の差があるかどうかという話で、一方、○○委員がおっしゃっているのは、所得の水準に対してどれぐらい収入が入ってくるかというお話ですよ。だから、地域間で独自の異なった税率構造を持たばいいという話ではない。多分、○○委員はそっち（異なった税率構造）のほうでおっしゃっているので、例えば税率が超過累進であったとすれば、地域間で同じ構造をもっていけば特別には問題ないかなという感じがしないでもないのです。地域間で異なった所得税の構造を持たば、例えば最高税率が都のほうが高ければ、金持ちの限界税率がすごく高

くなるわけですから、年収5000万円ぐらいだったら、都内に住むのではなくて川崎市に住んだり、東京から出て行く人はかなりあるので、高所得者のタックススペースはかなり減るのではないかという感じです。そういった意味ではかなり問題はあるのかなと思いますけれども、税率構造が同じという意味では、特に問題はない。

ただ、僕がよく理解できないのは、所得税が比例税になることによって応益原則に対応するということです。ここでの応益原則の「応益」というのはどういう意味なのでしょう。どこに聞いたらいいかわからないのですけれども。本当は去年、いろいろ文句を言ったかもしれないけれども、ちょっと疲れていましたので、すみません、お願いします。

【小委員長】 いろいろな意見が出ておりますが、今のお話は比例税自身の意味といえますか……。

【委員】 ○○委員の整理でよくわかったのですが、その上で1つだけ言っておくと、実は、例えば累進構造をつくったときに、所得分布が一定ではないのです。東京のように上のゾーンが多い地域と、下のゾーンが多い地域では、実は税率構造が一定でも1人当たり税収にはかなり差が出てきます。東京の場合には、大きな高いところのブランケットが……。

【委員】 だから、税収の問題でしょう。

【委員】 そう、税収の問題です。そうすると、結果的にインフラストラクチャーの整備等が変わってくるので、同じ税率構造であったとしても、1人当たり税収が入ってくるということは、公共サービスのクオリティーには差が出ます。だとしたら、まだ比例税率のほうが、所得分布が違うことを考えると均等化の力が強いという趣旨もあります。ただ、その1つ前のステージのご説明はそのとおりです。

【小委員長】 比例税自体の問題ということで、応益原則の話ですね。応益原則に関しては、○○委員もご存じのとおり固定資産税でよく使われる議論になるわけで、土地所有者の議論があるわけですが、この場合は個人住民税の話をしているわけです。住民個人あるいはその世帯が受ける社会サービスの便益に対する応益課税ということで使われているのかと思います。それを累進税率でやると応能原則的なものが入ってくるということになっておりますので、それを所得比例税でやることで、応能というよりは応益原則に近いものと言っているのではないかと、そういう解釈がなされているのかと思います。

【委員】 何で比例が応益になるかというのがわからないのですけれども。例えば公共サービスの対価として考えるときに、公共サービスをどれだけ評価しているかということですよ。多分金持ちほど公共サービス自体に払う支払い意思額が高い。要するに所得効果がある場合は、公共サービスの評価というのは個人の評価ですから、当然金持ちほど限界的な公共サービスの評価は高くなるわけですね。だったら、僕は別に超過累進でも全然いいと思うのですけれども、応益原則だと。

【小委員長】 超過累進的な応益課税という考え方でもいいのではないかとということですね。

【委員】 そういうふうに公共サービスが所得効果を持っていけば限界的評価が高くなりますから、つまり、同じ公共サービスでも支払い意思額が高くなりますから、それだったら累進課税のほうが、超過累進のほうが理屈に合うわけです。それがよくわからないなという

ことを言っているだけです。

【委員】 24年度中間報告の22ページの論述も、それから28ページの23年度答申も、国の平成18年度の税制改正において言われた「応益的な性格を明確に示すとともに」という部分は、都税調の考え方というよりも、こういう考え方で10%の比例税率に改める改正が行われたという記述で書かれているのではないかと。それについて都税調はどう考えるのですかということについては、この文言の中では何も言っていないとも言えるのではないかと。だから、応益的な性格を明確にするとともに云々というこの論述は、国の当時の税制改正を考えた背景に、こういう考え方で税制改正がなされました。では、どういふふうにかえたらいいのですかということが、恐らく23年度答申の28ページの「ところで」以下でありましょうし、22ページのところも、その後の言説のところ、この書き方でいいのかどうかという〇〇委員からのご意見も出てきていると理解していいのではないかと。それから、まさに〇〇委員が言われたように、ウイリングネス・トゥー・ペイは、選好が同じであるとすれば、所得効果が大きいほど、高所得者ほど支払い意志額は高くなるから、受益に応じたというのは、まさにアダム・スミス的に言えば、受益者の受益は所得の大きさに応じるというようなご意見も出てくるのではないかと。というのは御説のとおりだろうと思います。

【委員】 だから、そもそも国のレベルでどういう意味で使われているのかは、関知することじゃないということですね。ただ、財政学の教科書を見るとそういうことがいろいろ書いてあるので、僕は昔からどういうことなのかと頭を悩ませていたので、いい機会かなと思ひまして。

【小委員長】 ありがとうございます。ちょっと表現に関しては、都税調の答申もいろいろと積み重ねてやってきている面がございまして、平成18年、今から7年前の三位一体改革のときの議論を――そこで大きな改正があったわけでございますので、それを受けていろいろ議論を積み重ねた結果の答申になっているということかと思ひます。

個人所得税についてはよろしいでしょうか。

【委員】 また戻ってしまうのですが、一言感想として言えば、応益性も応能性も政策決定当局が勝手に言っている話なので、経済学的に言う話というような根拠がある話ではない。当局者が、これが能力だとか、これが利益だと勝手に決めて、勝手にそれに応じていると言っているだけなのであって、余り深く考えてもしようがないのではないかと。というのが率直な感想です。

【委員】 当時の政策担当者は経済学者がいましたからね。

【委員】 彼らはそう考えているというだけであって、これが利益だと勝手に指定しているので、所得効果とかそういう話ではなくて、勝手にあなたの利益はこうだと言ってしまうと、あなたの利益はあなたの税額に応じていると言えば常に応益性は成り立つので、余り深く考えてもしようがないかなというのが聞いていた感想です。

それと全然別に、また資料19に戻って、くどいようなのですけれども、〇〇委員と〇〇委員の話もわかったのですけれども、番号で名寄せ合算というのは、ある人の同一番号に関する名寄せ合算というのは1つあるのですが、もう1つは、Aさんに関する扶養義務者と

か被扶養者とかの他番号との連関というか、突合というのが一番問題になるのではないかと思います。これが結局のところ、給付付き税額控除でも、ソーシャルセキュリティの代替とするならば、誰に扶養義務があるのかという、いわゆる扶養調査と世帯認定の問題が一番大きい。普通に考えれば、〇〇委員と逆の話になるけれども、職権で扶養義務者がいると認定して、あるいは世帯を認定されて、給付を抑制するという方向に多分使うだろうなというのが普通に想定されますし、いろんな形で合算を、世帯を分離させてしまえば、個別に職権で、あなたには納税義務があるという話も使えるというふうになりますので、名寄せとは別に、AさんとBさんの番号が親族関係における結合をするかどうかというのが最大のポイントになるのではないかと。

現在の生活保護でも扶養義務者に対する照会が行われていますけれども、あれを職権でやられたらすごいことになる、恐らく大混乱になるだろうなというのはありますけれども、財政状況次第では、そうせざるを得ない状態になり得るものかと思います。番号制度は、サービスが低下する方向に使われるだろうなというのが、率直なシミュレーションかなと思いました。

**【委員】** 今の生活保護もそうなのですが、それでも、親族の所得の把握はできたとしても、その親族の扶養義務についてはまた別ですよ。もう1アクションあるので。ですから、所得の把握だけにはできるとしても、それが直ちに結びつくとは限らないのかと思います。

**【小委員長】** このあたりについては、それぞれ皆さんご意見、コメントがあるように思います。

**【委員】** 個人所得課税の論点の問題ですけれども、先ほど紹介がありました平成23年度、平成24年度の答申に書いてあることは、かなり抽象的な問題が主で、具体的な指摘は何も書いていないと思います。そうした場合、この委員会では、もうちょっとこの問題について具体的にどうすべきかということ議論するとお考えになっていらっしゃるのかということが1つと、その場合、地方団体の税源を充実するという観点からすれば、増収効果を上げるためにはどうすればいいかという議論をするということが1つの方法だと思うのですが、それだけではなくて、減収、減税ももちろん考えるべきだという意見もあると思います。ただ、税調としては、一般的には増収を念頭に置いた議論が多いと思うのですけれども、来年の春から消費税が増税されるという時期に、個人所得課税について増額を求めるということは、なかなか客観的には難しい時期ではないのかなと思うものですから、具体的な議論をする場合に、その辺をどう考えて議論したらいいのかと思っております。

**【小委員長】** ありがとうございます。地方消費税も含めて消費税の増税についても総理が判断されるようですが、仮にそれがなされたとして、所得課税あるいは個人住民税の改革は、別にやってはいけないと誰も言っているわけではないので、それについては、個人としてはいろいろなご意見があるかと思えます。もちろん皆さんの意見がまとまればそういう形で出すことはできるかと思えます。

それから、先ほどの制度の説明といいますか、資料を配付して、皆さんもそれぞれご存じのことですが、個人住民税に関して、こちらからどこを改正しましょうと素案を提示しているわけではございません。いろいろな制度を見たときに、ここがおかしいのではないか、あ

るいはここを改正すべきではないかということについて、皆さんそれぞれお考えのことがあるかと思しますので、そういうものを出していただくことのほうがむしろありがたいのです。

前のほうに入っているかどうか覚えていませんが、例えば何で個人住民税の中に生命保険料控除などというものが必要なかと私はずっと考えておりますが、そういうものは別になくてもいいのではないかとか、そのようなことも1つの例として挙げられます。そういうことについて出していただければありがたいと思っております。

今の段階で特にごさいませんようでしたら、次の論点に行きます。

それでは、もう1つの論点は、地方財政調整のあり方ということで、これは前回の後半の続きのようところがございしますが、改めて資料をまた用意しておりますので、まずこの説明からいただきます。よろしく申し上げます。

**【税制調査課長】** それでは、地方財政調整のあり方に関する資料のご説明をいたします。論点につきましては、地方財政調整をめぐる論点とさせていただきます。

最初に、昨年度中間報告の記述を見ておきたいと存じます。恐れ入りますが、もう1度、ファイルの中の平成24年度中間報告をご覧いただきたいと存じます。23ページの下から2つ目のポツでございすけれども、地方財政調整の意義といたしまして、財政力の弱い地方自治体に住む人々も、国民として、教育や対人社会サービスなど一定水準の地方自治体の公共サービスを受けることができるよう、当該地方自治体に必要な財源を配分するものであり、地域社会の安定を図る上で必要不可欠としております。

そして、25ページの下から3つ目のポツですけれども、地方交付税制度については、地方自治体の自主的・自立的な行財政運営の確立という原点に立ち返り、地方税を補完するものとして、地方交付税制度の持つ財源保障機能及び財源調整機能を適切に発揮させていくことが重要である。続いて、地方の役割を支える安定的な財源確保のため、地方税・地方交付税等を合わせた総体としての地方税財政制度の充実を図っていくべき。さらに、地方交付税の算定に当たっては、地方自治体の抱える財政需要を適切に反映させるとともに、基礎となる基準財政需要額の算定の透明性を高めていくべきであるとしております。

また、税の偏在については、戻りますけれども、24ページの上から2つ目のポツのところですが、地方交付税等による財政調整後の一般財源ベースで見れば税源の偏在は調整されており、殊さらに税収のみに着目することは妥当ではない。さらに、税収が行政サービスの経費に充てられる以上、自治体が実施する行政サービス、財政需要の大きさを考慮に入れる必要があるなどとしております。

また、26ページ以降では、偏在性の小さい税体系を構築するための方法として、税源交換、地方共同税の設置、法人二税の分割基準の見直し等が議論されることがあるとしておりまして、これらの議論に対しましては、27ページの下から4行目からの記載のとおり、財政調整は、あくまで地方交付税制度という原則的方法によって行われるべき、次の28ページに参りまして、今必要なのは、行政の無駄を徹底的に見直すとともに、国民の理解を得て税収のパイそのものを拡大し、必要な財源を確保すること、中長期的視点に立った産業政策等により地域の活性化を図り、経済格差そのものの縮小を図っていくことであると述べてお



ります。

それでは、第3回小委員会地方財政調整のあり方に関する資料にお戻りください。

1ページの資料1は、地方交付税制度の概要でございます。

資料2は、地方交付税等総額の推移。

資料3は、地方財政の財源不足の状況。

資料4は、地方財政の借入金残高の状況でございます。

5ページの資料5は、地方交付税の交付団体と不交付団体数の推移のグラフでございます。

資料6は、ことし6月に地方財政審議会から出された意見の抜粋でございます。

資料7は、同じく5月に出された財政制度等審議会の考え方の抜粋。

資料8は、6月に閣議決定された骨太の方針の地方財政に関する部分の抜粋でございます。

資料9は、ことし6月の東京都の来年度の国の施策及び予算に対する提案要求のうち、暫定措置の撤廃を求めるものでございます。

資料10は、昨年10月に東京都議会が全会派一致で国に提出した地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の撤廃に関する意見書でございます。

資料11は、人口1人当たり税収を夜間人口でなく昼間人口でも見てみたものでございまして、基準をどう捉えるかで結果が異なるということをお示ししたものでございます。

資料12は、法人事業税の暫定措置導入前後における税源の偏在の状況を1人当たり税収で見た表でございます。

資料13は、地方法人特別税を撤廃・復元し、地方消費税率を引き上げた場合の東京都の1人当たり税収の変化を試算し、最大最小の倍率と変動係数を求めたものでございます。

資料14は、今の資料13と同じ試算を全国都道府県全てについて行い、1人当たり道府県税収の変化を見たものでございます。こちらは、注にもございますとおり、超過課税、法定外税を含んでおります。地方譲与税は含んでおりません。

資料15は、一般財源の人口1人当たり額の状況でございます。こちらの地方税収額には、超過課税、法定外税等は含んでおりません。

資料16は、暫定措置を撤廃・復元し、地方消費税率を引き上げた場合の1人当たり都道府県の一般財源の変化を試算してグラフにしたものです。左側のグラフは、その前の資料15で10県ぐらい挙げておりますが、その全都道府県分を並べたものです。平成23年度決算ベースでの各県の人口1人当たりの一般財源をあらわしたものが左側のグラフでございます。真ん中のグラフは、暫定措置が撤廃されて法人事業税に復元されたときの各県の一般財源の試算でございます。右側のグラフは、さらに地方消費税が引き上げられたときの試算でございます。このグラフでは、地方消費税の引き上げ分からは、市町村への交付金は除いてあります。また、地方交付税の拡充分を足してございます。

資料17から資料21までは、7月2日に開催されました地財審の地方法人課税のあり方等に関する検討会において総務省が提出した資料からの抜粋でございます。

資料17は、地方法人特別税の撤廃・復元及び地方消費税率引き上げ後の偏在度がどうな

るかについて、ジニ係数と最大最小の倍率を総務省が試算したものでございます。先ほどごらんいただいた資料13、資料14と趣旨は同じでございますけれども、総務省が作成したほうは、超過課税は含めていないところが少し違っております。

資料18から資料21も総務省の資料ですけれども、都道府県税全体、主な税目別、また法人事業税、法人住民税について、それぞれ偏在度ということで、ジニ係数と最大最小の倍率の推移がグラフにされているものでございます。

資料22から資料24は、全国知事会関係の資料でございます。資料22は、今月の8日、9日に開催されました全国知事会で決定された地方税財源の確保・充実等に関する提言の抜粋、税源の偏在性の是正というところでございます。

23ページから30ページまでの資料23は、全国知事会地方税財政常任委員会のもとに設けられました地方税財政制度研究会がまとめた地方税制における税源偏在の是正の方策の方向性について（素案）概要でございます。

31ページの資料24は、その全国知事会におきまして、東京都が主張した内容でございます。

資料25は、全都道府県の財政力指数について、平成17年度からの数値をまとめたものでございます。

本日の資料の説明は以上でございますが、前回の小委員会におきまして、地方自治体の基金残高を見てはどうかというご意見をいただいておりますけれども、申しわけありません。今回の小委員会に作業を間に合わせることはできませんでした。次回ご用意したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**【小委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明については、最近の、東京都だけでなく、全国知事会、あるいは地方財政審議会といったところの資料も含まれています。そういった議論の状況も踏まえてということになるかと思っております。

論点は、前回からの引き続きということで、法人課税の配分改革といったことも絡んでいるわけですが、地方交付税制度を中心とする地方財政調整をめぐる論点についてということで、今いただいた資料を含めた、あるいは、冒頭、〇〇委員からのご希望でつくってもらった中小法人、大法人の東京と全国の比較もありますので、こういうところも含めてご議論をいただければと思っております。

まず、この資料について質問がございましたらどうぞ。

それでは、今の論点につきましてご意見をいただければ。どなたからでもどうぞ。

**【委員】** お話の前提になってしまうところかもしれないのでお聞きしたいのですが、平成24年度までに書かれた答申の中で、地域間の財政調整に関しては交付税制度によって行われるべきだというのが一貫した主張だったと理解しているのですが、ところが、実際我が国では地方交付税の総額が不足しているという実態もあります。実際、臨財債で糊塗しているという形だと思います。だとしたならば、東京都としては、仮に地方交付税制度で賄うべきだと言う以上は、地方交付税制度の総額が足りていないという現状に対してどのように考えているのかという主張ないし説明が必要だと思うのですが、この点をどのようにお考えでしょうか。

【小委員長】 東京都がということですか。

【委員】 こういうふうにするのなら、東京都としてはどう考えているのかが知りたいです。

【小委員長】 東京都ということは、東京都知事がということですよ、あるいは都議会が。

【委員】 か、少なくとも都税調はどう考えているか。

【小委員長】 税調というのは、もちろん総会ということですよ。ここについては、要するに臨財債の発行に頼っている現状をどう考えるか、つまり総額が足りていないだろうと、それをどうすればいいかということですね。これは、はっきりここに今までの答申や中間報告に書いていないとすると……。

【委員】 だとしたら、そういう状況の中で、地方交付税制度だけでは十分な地域間再分配ができないときに我々は何をすべきかという中で議論しなければいけないのか、もし仮にそういった状況の中で、国は苦肉の策として例えば地方法人特別税を入れてきたとしたならば、苦肉の策として理解してあげなければいけないものなのか、それとも、我々ももっといい切り札を持っているのだからこちらをなさいとするのか。つまり、例えば地方交付税の総額が上がるような提案を何かできるのかということですか。

【小委員長】 ただいまのは質問というか、意見が入っているような気もしますが、東京都がどういう主張をしてきたかは、私もここで確認しておりませんが、それは事務局のほうでわかるかと思います。知事会などでも、俗に言う総額確保というものですよね。そのためには、例の法定率、正確には交付税率だと思うのですが、それを引き上げるという議論をやっているかだと思います。これについては、東京都は何か独自に意見を今まで出してきていましたか。

【税制調査課長】 それに真っすぐに答えているわけではないと思うのですが、資料24に東京都の主張が書いてございます。例えば下から2つ目のマルのところですか、その次の32ページ、交付税原資のことについて述べているのはその辺です。

【小委員長】 ここは多分、交付税総額をふやせとか何とかとはっきり言っていないと思うのですが、恐らく知事会は、私の記憶では、従来は交付税率を引き上げるという議論をしていたと思います。

【委員】 国税を増税しろということですね。

【小委員長】 増税しろというか、そういうことですね。交付税に当たるような税を増税しろということになっています。

【税制調査課長】 地財審の意見のほうには、法定率を上げるのが本当だというようなことはいつも書かれております。資料6、地財審の意見の抜粋の一番下のところに、法定率の引き上げによりという、いつもこういう感じで地財審は言っています。

【委員】 多分総務省は、財務省とのお金のシェアの問題でそういう発言をしていくことは重要だと思うのですが、今、国は50兆円の税収で100兆円の支出をしていてお金がない状態です。その中から、仮に法定率、交付税率を引き上げれば当然国の取り分は減るわけですから、国はさらなる増税ないし国債の発行が必要になるというのはもう自明の理

だと思えます。そこぐらいまでは直感的にわかるのに交付税率を上げろというのも、かなり無責任と本当は言いたいところだったのですけれども、その点はなかなか考えが及ばないということで仕切るということなのですね。わかりました。

**【委員】** これは私見で、前回の第2回小委員会でもお話ししたのですが、交付団体の中心、知事会は交付団体の声をかなり強く反映していると思うのですけれども、そのときに、どうして地方の取り分の消費税をこの割合で決めたのか、どうして交付税の原資をふやすような形にしなかったのか。ここは、恐らく国と地方のやりとりの中で保証がないというのでしょうか、おそらくそのような見通しのもとでやられたのではないか。これはあくまで私の推測での話で、実際どうなのかというのはその当事者でないとわからないのですけれども、前回もお話ししたように、私個人としては、交付税の原資をふやすような努力をしていかなければいけないのではないか。だから、そういう点で、国税としての法人税と地方の法人課税のウェートを下げるといったときには、国の法人課税を下げることは、私個人の意見ですが、交付税原資を少なくしてしまうことだから、やはりその辺で少し考えなければいけないのではないのでしょうか。

それから、今の半分しか、実際に歳入欠陥に陥っているときに、どうやって歳入をふやしていくかという努力については、納税者の納得を得るような形の努力が足りないのではないか。だから、そういう点でいうと、ただ単に水平調整的な形を取り入れることで、目先はそれでいいというご議論、ご主張もあろうかと思うのですけれども、やはりそれではいつまでたっても抜本的な解決にならないのではないか。だから、そういう点で、もう少し東京都として、東京都の納税者も納得し、そして国の今置かれている状況も勘案しながらどういう知恵を出せるかということが求められているのではないか。

そういうときに、ある意味、東京都は知事会でも豊かだということで、相対的に豊かなもので、どうしても声が小さくなるわけです。でも、政治の論理で進められることと、ある程度の理論という言い方は変なのですけれども、哲学の部分の話はしっかりと分けていく必要があるのではないかと個人的には思っています。それは前回も、あえて私は小委員会の一委員として申し上げていることで、委員各位がどういうふうにお考えになるかはまた別だろうと思います。

〇〇小委員長がおっしゃってくださったように、どういうふうな形で今後取り組んでいったらいいのかといったときに、実際には国の動きなり、全国知事会の動きも勘案しながらやっていたらいけない部分もありますので、どの程度のことを今回の中間報告でまとめるかというのは、この小委員会でもご議論していただくと同時に、総会でも議論していただかなければいけないのではないかとはいっています。

**【小委員長】** ありがとうございます。ただいまのご意見も含めまして、さらにこの点、ご意見をいただければと思います。

**【委員】** 財政調整制度の問題については、東京都の立場を中心に考えていくのか、あるいは全自治体の問題を考えて、東京都の税調としてこの問題について発言するのかということが非常に難しい問題ではないかと思うのですけれども、スタンスとしてはどちらの方向を議論したらいいのですか。

【小委員長】 ただいま言われたとおり、例えばこの資料に出されております東京都の全国知事会の会議における発言、これが東京都の発言として適切かどうかということも評価としてはいろいろあるかと思いますが、仮にこれが東京都の立場ということでもう決まってしまうということになりますと、ここで何をすればいいかわからなくなってしまいます。ただ、東京都にとって何らかのよい解決、そういう道があるのだということであれば、それはそれで必要でありますし、今、〇〇委員が言われたとおり、より広く、いわゆる全国的な地方税制の観点から考えるということもあります。ただ、先ほど〇〇会長が言われたとおり、東京都民の利益から離れたところに都税調があるわけではないのだろうと思いますので、視点は短期的な視点、中長期的な視点といろいろあるかと思いますが、そこは外せないところはあるのだろうなと考えております。

【委員】 水平的な財政調整の方向性というものにも、ある程度考えをいたしていかなければいけない面もあると思うのです、全国的な問題を考えると。その辺をどの程度、水平的な調整の問題を考えていくかということが非常に難しいのではないかと私は思っています。

【小委員長】 確かに言われているとおり、水平的調整については、過去の答申なり中間報告においても、それについて慎重な表現がなされているかと思えます。

【委員】 いくつかあるのですけれども、先ほどの資料24は東京都のポジションということですよ。

【税制調査課長】 こちらは知事会議で副知事が発言したものでございます。

【委員】 東京都の主張と書いてありますからね。

【税制調査課長】 そうです。

【委員】 これは単なる質問なのですけれども、こういう文章の意思決定というのは～批判しているとかそういうのではなく、単に興味で聞いているのですが～対外的に意見を出すときはどういう意思決定をされているのでしょうか。

【税制調査担当部長】 これは知事会という公式な場で、副知事が知事の代理として出席して、東京都の意思を表明したものだ。そのプロセスがどういう形で意思決定されるかというご質問だと思うのですけれども、一般的には、所管する部門が案を上げて、最終決定権者が決定するということになるだろうかと思います。

【委員】 ちょっとこれとは離れる話なのですけれども、結局、消費税率は、地方の取り分を上げ過ぎたと思うのです。これが1つの問題で、本来、法人二税のところでは偏りがある、変動があるというのであれば、消費税の国税分を地方税分に回さなくて、そのところでうまく調整すればよかったなというのがあると思います。こういうことを書いてもいいかなという気はしないでもないのですが、それが1つ。

2つ目は、言い方として多分、交付税ではないと思うのです。それなので、共同税という言葉も使っているのですが、要するに、国にイッセーのセということで、国の法律で地方税を上げてもらって、その追加して上げてもらったところを地方にそのまま入れるのか、もしくは先ほど言った共同税的なもので実質的には、水平的な財政調整、譲与税みたいなものとして回すかだと思います。なので、方向性としてはもう増税しかないのです、東京都が音頭をとって、地方の意思として増税してくれと、その増税を持って地方の財政調整に回せ、ぐら

い踏み込んでいいのではないのでしょうか。要するに、地方税の標準税率は国会で決めてもらうしかありません。これが地方の意思だと、知事さんたちが皆で我々が増税を主導しますよということぐらいやらないと、国にも財源がないですから。そこまで踏み込まなければ、消費税の増税に乗っかってしまって自分たちで政治的コストを払わないというのは、特に地方分権とかご自身達で言っていच्छるところなので、それは東京都が音頭をとっていいような気がしないでもないです。

【小委員長】 ありがとうございます。恐らく先ほどの〇〇委員の発言と共通する点があって、さっきの話は交付税率とかいう話だったのですけれども、その呼び方を変えるところということになるわけで、どこかのプールに入れてそれを再分配財源に使うということになりますので、それを……。

【委員】 だから、交付税率だと国との財源の取り合いになってしまうので。

【小委員長】 今の交付税ということにしておくと、国税を奪う形にもみえるので、委員の中でもいろいろと慎重な意見も出てくるのですが、別の呼び名に変えて、そのプールに、共有税と呼んでみたり、共同税と呼んでみたり、人によっていろいろあるのですが、そういった財源をつくってそれを再分配財源に充てよう、地域間再分配財源に充てようという考え方。確かにそれも有り得るのでしょうか。

【委員】 資料25について、お出しいただきまして非常にありがたいと思いました。これは1つの簡易な財源の偏在度合いを示す指標になっていて、1未満のところは、交付税が入れば1.00になるということですよ。ただし、留保財源が違うので本当はちょっと違いますが、一応大体そろそろ。1.0を超えているところは、その分が上がりになりますし、本当は留保財源を入れるともうちょっとこの数字が大きくなりますけれども、序数的には変わらないということなので、どの程度が許容範囲なのか。この表だけの範囲だと、1.3を超えるとまずいと、どうも直感的に政治は判断したのだろうなど。あるいは1.2なのかもしれないけれども。そこら辺が、1つは何となく直感的な税制の論理とは別に財調の論理としてどこまで許容できるのか。ドイツなんかだと憲法裁判所でその原理を議論しますが、日本ではそういうのがないのでこういうところから推察するしかないんですが、そうすると、例えば1.3を超えたらいくら何でも何かやらなければならないとするならば、これを見る限り、東京都も0.96まで落ちているのだから、大分立法事実といいますか、是正すべき状況はなくなったのではないのでしょうかととりあえずは言えると思います。

ここからがご質問です。3点、資料的にお願いできればと思います。

1点目は、これは平成17年度から始まっていますけれども、もっとさかのぼってどうだったのか。ただ、バブルのころにこの倍率はどこまでいっていたのか。そのころは実は1.4とかだったけれども、みんな景気がよかったから許してくれていたというので基準は変わったのか、それとも、そのころもしょせん1.2ぐらいだったのかという、歴史的にさかのぼってどの程度が格差として許容される政治判断といいますか、基準なのかというの、資料があるとありがたいというのが1点目です。これはお願いします。

2点目は、平成23年度、地方法人特別税を戻した場合にこの数字はどうなるのかというシミュレーションです。例えば今は地方法人特別税を前提にして0.96になっているけれ

ども、これを戻したらやっぱり1.2に戻ってしまうのだったらだめという話かもしれませんが、恐らくそうではないので、この数字があれば、もはや応急措置としての役割は果たしていると言えるのではないかと。抜本改正を待つまでもなく、許容できないような問題というのは、確かに平成19年度とか平成20年度にはあったけれども、現在ではもはやそれはないと十分言える論拠になるのではないかと思います。もとの税制に戻した場合の数字はいくらなのかというのが2点目です。これは抜本改正前です。

3つ目は、抜本改正です。消費税率を上げた場合に、この計算ができるかどうか微妙なのですが、税源が全部ふえてしまうと基準財政需要が変わらないという想定が成り立たないので、ちょっとそこが微妙なのですけれども、何らかのシミュレーションでできないかということです。地方税収の全体を上げれば、基準財政需要全体で見合いで行って来いで上げるしかないのですが、全体の一般財源に合わせて伸ばすしかないと思います。抜本改正かどうかはともかくとして、消費税、地方消費税とかを導入した場合にこの数字はどうなるのかというのがあれば、もはや地方法人特別税が必要ないという状況になると言えるのかもしれないかと思いましたが。データの裏打ちがあれば税制のロジックではなくて、財調のロジックとしても、ある程度言える余地はあるのではないかと。直感的に言えば、平成19年、平成20年、平成21年のような極端な状況であるはずはないので、この財政力指数の数値を出すだけでも、ある程度、あの特例措置の応急措置としての必要性はもうなくなったと十分言えるのではないかと。それは抜本改正と全く関係なく言えるのではないかとというのが直感的な思いなのです。ただ、それはデータの裏打ちがないと根拠がないので、個人的なお願いといたしますか、何かそういうデータがさらにあればありがたいと思います。

【小委員長】 今、ご希望いただいたデータについては事務局のほうで何か。

【税制調査課長】 最初にいただいた平成17年よりもっとさかのぼって見てみたらどうかという話は、これは拾えば出てくると思います。手元にあるのですけれども、前提がわからないので今数字は申し上げますが、バブルのときは〇〇委員がおっしゃるとおり、結構差が大きかったようです。

【委員】 そのころはみんな浮かれていたから、多少の差があっても気にしなかったと思う。

【税制調査課長】 ただ、今は数字の前提がはっきりしないので、きちんとお出しできるような形にできればと思います。

それと、戻した場合の財政力指数の試算ですが、実は〇〇先生から前回も同じようなお話をいただいておりますけれども、ちょっと難しいかなと。〇〇先生が今おっしゃったとおりのところが難しいのだと思うのですが、ちょっと相談してみたいと思います。

【税制調査担当部長】 もう1点、事務局からご説明させていただきたいのは、税制抜本改革法での暫定措置、いつまでの暫定措置かということについては、偏在性の小さい地方税体系、税制として偏在性の少ない税制をつくるまでの暫定措置であると言っているわけですし、これはやはり財政力の格差なのか、税源の偏在と言っていますが、税収の格差なのか、そこは両面、別の面があるかと思っておりますので、そこは区別してご議論いただく必要があるのかと。財政力格差をどうするかという点も非常に大きな課題であるということはもちろん

でございますけれども、現在の特別税制度をいつまでやるのかというのは、あくまで税制としての偏在性の小さい地方税体系をつくるまでの措置であろうと。

それともう1点、前回、〇〇委員から、いわば政治的にこれは許容できないという1つの沸点に達した段階があったのではないかと。そのご議論のときに、想像するに、各県の知事さんが東京の税収の伸びを見て怒り心頭に発したというよりは、やはりそこは地方交付税総額が削減されたというところが実は大きくあったわけで、先ほど〇〇委員からも、今回の地方税の増税の配分を決めるときに、どうして交付税に入れなかったのかということでお話ございましたが、7月8日、9日の知事会の際の山田会長のご発言、これは私どもがメモに起こしたもので、文責は私どもでございますけれども、今回消費税値上げのときに1.2%地方消費税のほうにした。これは非常に難しい判断だったのだけれども、ただ、交付税はいつ減らされるかわからないという中での話として、地方のきちっとした財源確保すべきだということで、1.2%地方消費税に充てたと。この背景がまさに、特別税を導入した平成20年ごろの状況で、その前の平成15年からのいわゆる三位一体改革の中で、3年間で5.1兆円と言われる交付税総額の削減があって、これに各県の知事さんは非常に危機感を感じられて、この状況をとにかく何とかしてもらわないともたないという状況の中で暫定措置がとられたのかなと私どもとしては認識しております。

【委員】 先ほどの資料25の注3ですが、僕の勉強不足で、注3の意味がちょっとわからないのですが、東京都の財政力指数は、府県分であるというこの意味を教えてくださいと思います。

【小委員長】 これは事務局からどうぞ。

【税制調査課長】 東京都の場合ほかの県と違いまして、東京都と特別区分を、特別区は23区あるので、24団体で交付税の算定はされるのですが、今資料25でお示ししているのは、東京都の府県分のものを出しているということでございます。

【委員】 東京都の府県分という日本語がわからないのです。東京都は東京都なので。

【税制調査課長】 東京都の普通交付税の算定は、法律で道府県分と大都市分とを合算する方式で行われていて、東京都と23区なので、24団体で1団体とみなして計算しています。この資料25は、23区ではなくて東京都の分ということです。県の分です。

【委員】 通常の県が行うような権能を前提としたときの基準財政需要を見ているということですか。

【税制調査課長】 はい。

【税制調査担当部長】 純然たる府県事務の分だけです。

【委員】 わかりました。となると、何か微妙ですね。これも国のやり方でやる、国がそういう数値も出しているのですか。

【税制調査課長】 そうです。別々に算定結果は出ています。

【委員】 そうですか、わかりました。そうしたら、収入のほうもですね。

【小委員長】 ありがとうございます。地方財政調整に関するさまざまなご意見が出ていますが。

【委員】 今の点は、前回ちょっと言いましたけれども、区との合算なので、区のほうが



余っているのですよね。1.0を超えているので、都としては不都合なデータではあるのですが、本当はドイツ流の算定方式といいますか、広域団体と基礎団体を全部合算した架空自治体で比べるとというのが1つのやり方なのです。けれども、それをやると計算がややこしいというのと、面倒くさいというのがあって、どのデータが妥当なのかというのと、一番簡便なのはこれではないかと思って、余り深く資料の追加はさらに求めなかったということでもあります。

それから、交付税が減ったということが問題の原因だとすると、やっぱり税制のロジックではなくて財調のロジックだということなのです。しかし、資料24までは確かに税制のロジックで書いてあるのですよね。税制の偏在があるからうんたら、だから、税制の偏在がなくなれば特別措置はなくすべきだというロジックで、いろんなことが微妙に絡まり合っているのだらうなという気がいたします。

ただ、バブルのころはもっと大きな格差があったのにみんな許していたのではないかというの、突っ張るときの1つの論拠になると思います。時代が違うと言われればそれまでなのですが、昔はそんなに文句を言わなかったのではないかというふうに言えば、この程度の格差はぐちゃぐちゃ言うなということはあるのかもしれない。それが通用しないとなると、とりあえず1.4という非常識な状態ではもはやないよというような財調の論理も大事かなと。ただ、それは税制の格差がなくなれば財調もなくなります。それから、交付税がふえればこの指数は必然的に下がるわけです。だから、一体不可分かなと思います。

ちなみに、先ほど〇〇委員のご質問で、東京都が知事会に出す文書の所管部局という言い方をしたのですが、それは主税局ということですか。

【税制調査課長】 全国知事会の所管は知事本局ということですよ。

【委員】 知事本局が勝手に書きちゃうわけですか。

【税制調査課長】 勝手にということはなく、やはり税財に関係あることですので、もちろん財務局と主税局が共管になっています。

【委員】 主税局の意見でもあると。

【税制調査課長】 そうですね。

【委員】 わかりました。一応、主税局の意見もこれであるということですね。

【小委員長】 資料9には、「国の施策及び予算に対する東京都の提案要求」と書いてあって、これは確かに所管局が3つ書いてありますので、多分この協議の上でとは思いますが。

ということで、いろいろご意見、あるいは事務局からの認識も今日出していただいております。ほかに何かございましたら。

【委員】 1つだけ、先ほどの〇〇委員の、地方税の増税を東京都として国に働きかけるというシナリオは、僕は筋がよさそうな気がするのですが、もしここでそういう雰囲気があるのだとするならば、いずれどこかの機会に、東京都が代表して地方税の増税を国に働きかけるというようなシナリオや、具体的なことについてご議論していくというのは、建設的な可能性があるのではないかと思います。

【委員】 その場合は、共有税的なものでないかとあれですよね。

【委員】 もちろん。

【小委員長】 その辺りは、実質と名称といろいろと工夫が必要かと思います。私の考えでは、いろいろなご意見をいただいておりますので、それにつきましてまとめたいと思いませんけれども、その前に〇〇委員から。

【委員】 共同税のあり方については、これまでかなり慎重に書いてきている。恐らくこれは分科会のほうでも議論されているのではないかと思いますので、少し分科会のほうで共同税についてどういう議論をしているのかということについてもご紹介していただいてからの話のほうがいいのではないかと、私は個人的に思います。それから、実際に共同税を東京都が主導するということは、水平的な財政調整を是とするスタンスになると思います。そうすると、今まで言ってきたこととの整合性をどういうふうにとっていくのかということも考えなければいけない。だから、考え方としては、1つのご意見としてはあるのだろうと思います。

その辺の取りまとめについては、都税調としてどこまで今回中間報告に書くのかといったときに、そんなに急いで書く必要はないのではないかと。少し国の状況を見ながら、とりわけ今回の暫定措置をめぐってどのような落としどころを国が考えて、とりわけ総務省がお考えなのかということを見ながらでも、〇〇委員と〇〇委員がおっしゃられたようなアイデア、ご意見もあるのではないかと思いますので、今回の中間報告にそのことを盛ることは少し慎重であってほしいというのが、私の基本的な、個人的な意見です。けれども、ここは小委員会の場ですので、そういうふうに思いますとだけ申し上げます。

【小委員長】 ありがとうございます。要するに、いろいろなご発言、ご提案につきましては、かなりいろいろなアイデアが含まれておりますので、名称などもなかなか難しいところがある。どこからどこまでが地方税なのか、どこからどこまでが国税なのか、共同税、共有税なのかという、その整理をしなければいけないところがございます。その点も含めて考えたいと思います。

では、〇〇委員どうぞ。

【委員】 資料9に言及されていたのでちょっと見たのですが、9ページの資料9の要求の(2)というのが、(1)はご主張のとおりだという感じがするのですが、先ほどの〇〇委員のご意見は、それはそれでそういうことかなという感じがするのですが、(2)都市の財源を狙い撃ちした水平的財政調整は行わないことというのは、要するに、水平的財政調整はやるなということですよ。やっぱり都市に財源が集中していますから、これは筋が悪い。要するに、今回みたいに増税したときも、共同税として増税しても、豊かなところから取ってそうじゃないところに移すのが水平調整だと僕は思っていますので、これはいかなものなのでしょうかとというのが素直な感想です。だからどうしたということではないですけれども。

【小委員長】 恐らく現状の地方交付税制度を使うのでは限界があるという認識からのご発言だと思いますので、あるいは現状の地方交付税制度とは別の形での仕組みといいますか、そういうことを考える必要があるというご意見であったかと思います。

水平的財政調整は、言い方によれば、地方交付税だって水平的財政調整みたいなものなのです、という面はあると思うのです。それを国税という名前をとっているわけですから。そ

ういうことを含めて、どこからどこまでが水平的財政調整なのかということについては、考えさせてもらいたいと思います。

**【委員】** 僕はそういうことじゃなくて、単に、都市の財源を狙い撃ちした水平的財政調整は行わないというのは、水平的財政調整というのは都市の財源を狙い撃ちしたものですから、これはもうちょっと言葉に気をつけたほうがよかったかなという感じがしないでもないのですけれども。ここで言う話ではないかもしれないので、これはここだけにします。

**【小委員長】** 中間報告を考える際にはいろいろと考えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

大体予定の時間に近づいておりますので、ここら辺で締めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。今日いろいろなご意見をいただきましたので、今年度の中間報告に向けてどういう形で表現できるかということについて、こちらで考えさせていただきたいと思います。それを夏休みといいますか、8月、9月とやらせていただいて、さらに分科会でも議論をした上で、10月に改めて小委員会でご議論させていただきたいと考えております。そういう形でよろしいでしょうか。

それでは、事務局から今後の日程についてご説明をお願いします。

**【税制調査課長】** 今後の日程ですけれども、今のところですが、10月7日（月）と10月22日（火）の午前中を予定しております。正式に決まり次第、ご連絡を差し上げたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

**【小委員長】** それでは、本日の議事を終了いたします。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございました。

これをもちまして、第3回小委員会を閉会とさせていただきます。

——了——